

# 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） 交付申請のご案内

令和6年産の交付申請は、  
令和7年4月1日～4月30日までです。

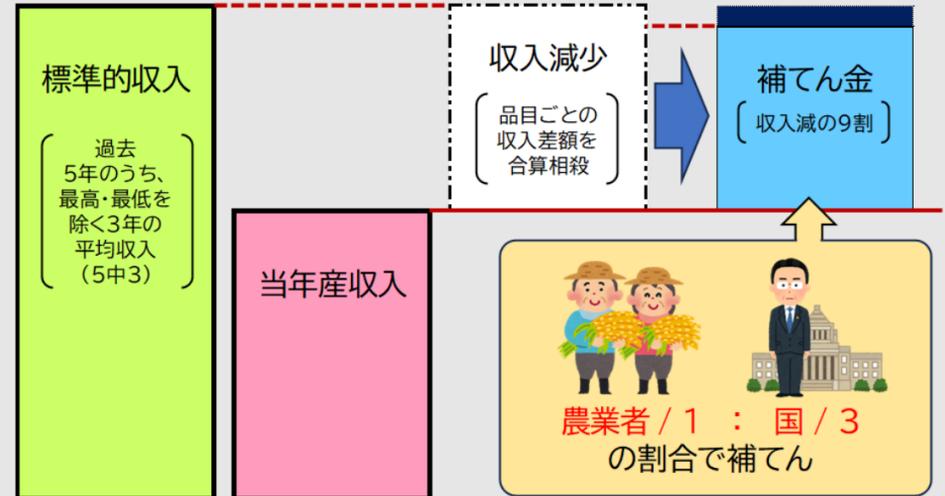


対象農産物の収穫時期から、  
交付申請に必要なとなる書類の  
準備を進めましょう。

※ 令和6年8月31日までにナラシ対策積立金の納付を完了し、  
加入手続きを済ませている方が交付申請の対象です。

## 【ナラシ対策のイメージ】

（都道府県等地域単位で算定）



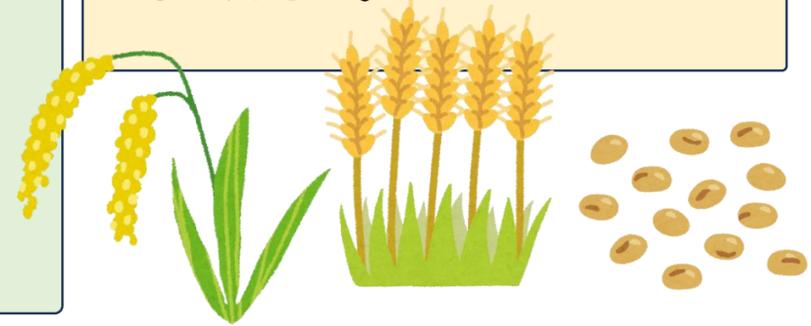
## 1. 補てんの対象(生産実績数量)

### 【米】

- 農産物検査3等以上のもの又は当該等級に相当するもので、  
(種子用は除く)
- JA等の集出荷業者に出荷・販売する方  
6月30日までに出荷又は販売の契約を結び、翌年3月31日までに主食用として出荷又は販売したものの。
  - 実需者等へ直接販売する方  
6月30日までに販売計画を作成し、翌年3月31日までに販売契約を結び、主食用として販売の対象としたものの。

### 【麦・大豆】

畑作物の直接支払交付金  
(数量払)の交付対象数量と  
なったもの。



## 2. 交付申請に必要な書類

### (1) 収入減少影響緩和交付金の交付申請書(様式第10-1号)

令和6年産の対象農産物の生産実績数量を記入したもの。

### (2) 米の生産実績数量を確認できる書類

ア. 出荷・販売伝票等 イ. 農産物検査結果通知書(※) 等 ※農産物検査によらない方法で確認した数量証明も含まれます。

詳しくは裏面をご覧ください。

## 3. 補てん金の支払時期

補てん金は、国が申請者毎に算定し、令和7年6月頃に支払われる予定です。

令和6年産の販売収入(当年産収入額)が、過去の平均収入(標準的収入額)を上回った場合は、補てん金の支払いはございませんので、あらかじめご了承ください。

令和7年産も引続きナラシ対策に加入される方は、6年産に残った積立金を7年産の積立金として繰り越すことができます。また、申請者の申し出により、残った積立金をお返しすることも可能です。

# 米の生産実績数量に係る確認書類について

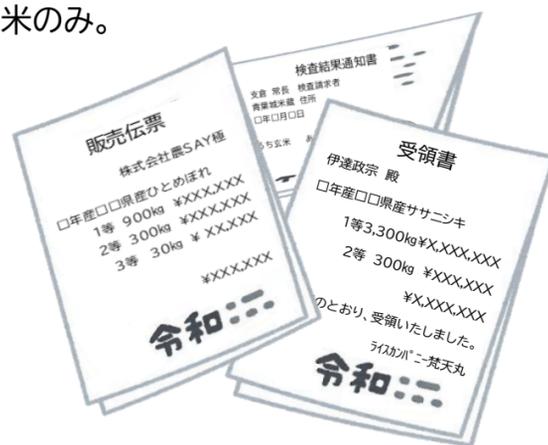
- ① 主食用として出荷・販売した数量を確認できる書類(販売伝票等)  
次の項目が確認できる書類を提出してください。
  - ◆ 「主食用」であること。
  - ◆ 販売者名
  - ◆ 購入者名
  - ◆ 数量とその単位
  - ◆ 販売内容(販売年月日、年産、銘柄、玄米・精米の別、量目)
- ② 1.70mm以上のふるい目で調製した米穀を販売したことが確認できる書類  
当該ふるい目幅で調製したことを明記した販売伝票の写しなど
- ③ 水分含有率16.0%(\*1)以下の米穀を販売したことが確認できる書類  
当該水分含有率であることを明記した販売伝票や売買契約書の写しなど
- ④ 産地、品種(\*2)、産年が確認できる書類  
当該情報を明記した販売伝票の写し、  
種子の購入伝票、栽培記録など



\*1 醸造用玄米は、都道府県ごとに設定。東北6県は16.0%以下。  
\*2 交付金の算定上、品種による区分を設定している道県に限る。  
\*3 機械鑑定は、水稻うるち玄米のみ。

次のいずれかに該当する農産物検査結果通知書を提出する場合は、上記②～④の提出を省略できます。

- ◆ 3等以上に等級格付けされたもの。
- ◆ 機械鑑定(\*3)による場合、死米の測定値20%以下かつ死米と砕粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下のもの。



## 確認書類 提出例1 農産物検査で等級格付けされた米

- ① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類(販売伝票等)
- 農産物検査結果通知書(3等以上)



## 確認書類 提出例2 農産物検査を受検しない米

- ①～④の書類  
ただし、①～④の全部または一部が同一の書類に記載(追記不可)されている場合は、当該書類をもって重複部分に係る書類の提出を省略することが可能。

**重要**

**これらの確認書類は、決して捨てずに、  
交付申請を行った年度の翌年度から  
5年間大切に保管してください。**



お問合せ先 ▶▶▶ 東北農政局 各県拠点 地方参事官室

青森県拠点 017-777-3512 岩手県拠点 019-624-1129 宮城県拠点 022-221-1105  
秋田県拠点 018-862-5720 山形県拠点 023-622-7247 福島県拠点 024-534-4157